

○横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程

平成 11 年 3 月 31 日

水道局達第 1 号

(趣旨)

第 1 条 横浜市水道局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当部 給水サービス部、配水部、浄水部及び施設部をいう。
 - (2) 工事担当部長 工事を監督する部の長及びこれに準ずる職にある者をいう。
 - (3) 監督員 横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 55 条第 1 項の規定による監督職員等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、契約規程の例による。

(監督員の一般的職務等)

第 3 条 工事担当部に監督員として総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

2 総括監督員は、工事を監督する課の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を行う。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示、承諾及び協議（以下「指示等」という。）に関する事。ただし、重要なものに限る。
- (2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に関する事。ただし、重要なものに限る。
- (3) 主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に関する事。

3 主任監督員は、工事を監督する係の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を行う。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示等に関する事（前項第 1 号及び次項第 1 号に該当するものを除く。）。
- (2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に関する事（前項第 2 号及び次項第 2 号に該当するものを除く。）。

- (3) 担当監督員に対する指揮監督に関すること。
- 4 担当監督員は、工事担当部の職員又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により水道事業管理者（以下「管理者」という。）から監督の委託を受けた者をもって充て、次の職務を行う。
- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示等に関すること。ただし、簡易なものに限る。
- (2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に関すること。ただし、簡易なものに限る。
- (3) 請負人が作成した設計図書に基づく工事の施行のための詳細図の承諾及び交付に関すること。
- (4) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査並びに工事材料の試験及び検査に関すること。
- 5 総括監督員は、監督員としての職務のほか、主任監督員及び担当監督員の監督事務の遂行について調整を図り、必要に応じて監督員を代表する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、工事担当部長が必要ないと認めるときは、主任監督員又は担当監督員のいずれか1人を置かないことができる。この場合において、主任監督員を置かないときの総括監督員は主任監督員の職務を、担当監督員を置かないときの主任監督員は担当監督員の職務をそれぞれ行うものとする。
- 7 第2項の規定にかかわらず、工事担当部長が特別の必要があると認めるときは、自らを総括監督員とすることができる。

(監督員の任命)

第4条 監督員は工事担当部長が任命する。ただし、別に定めがある場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による監督員の任命は書面により行い、監督員を変更する場合も、同様とする。
- 3 工事担当部長は、第1項の規定により監督員を任命したときは、書面をもって、その旨を請負人に通知しなければならない。
- 4 工事担当部長は、1工事について主任監督員又は担当監督員をそれぞれ2人以上任命し、監督事務を分担させるときは、その分担させる内容を定めなければならない。

(施工の管理の状況の報告)

第5条 担当監督員は、必要に応じ施工の管理の状況について、主任監督員に報告しなけ

ればならない。

- 2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第6条 担当監督員は、工事の進ちよく状況を工程表と照合し、工事の促進について請負人に必要な指示をしなければならない。

- 2 担当監督員は、工事が遅延するおそれがあると認めたときは、主任監督員に報告するとともに、請負人に必要な指示をしなければならない。
- 3 担当監督員は、天災その他事故によって工事の進ちよくが妨げられたときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 主任監督員は、第2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第7条 担当監督員は災害の防止その他工事の施行上緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めたときは、主任監督員に報告してその指示を受け、請負人にその措置について指示をしなければならない。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまがないときは、自らの判断で指示し、直ちにそのてんまつを主任監督員に報告しなければならない。

- 2 担当監督員は、請負人から災害の防止その他工事の施行上急迫の事情があると判断してとった措置についてその旨の通知を受けたときは、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。
- 3 主任監督員は、第1項の指示をしたとき、又は前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(施工の際の立会いその他の方法による確認等)

第8条 担当監督員は、契約規程に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、立会いその他の方法によりその施工を確認しなければならない。

- (1) 工事の内容により重要な施工と認められるとき。
 - (2) 工事完成後の検査が極めて困難であり、又は検査に多額の費用を要すると認められる施工をするとき。
 - (3) 工期及び施工技術よりみて、やり直しがきかないと判断したとき。
- 2 担当監督員は、前項の確認を行う場合は、その旨をあらかじめ請負人に指示しておかなければならない。

3 担当監督員は、請負人が担当監督員の指示に反して第1項に規定する立会い若しくはその他の方法による確認を受けずに施工したとき、又は特に破壊して確認をする必要があると認めるときは、その実状を主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

4 主任監督員は、前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(手直しの指示)

第9条 監督員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、請負人に対し手直しを指示しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、総括監督員は、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程(平成11年3月水道局達第2号)第6条第3項又は第8条第3項の規定により請負人の給付が当該契約の内容に適合しない旨の通知を受けたときは、請負人に対し手直しを指示しなければならない。

(設計図書に明記されていない場合の措置等)

第10条 担当監督員は、請負人から契約規程第2条において準用する契約規則第67条第1項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その事実が軽微なものについては、自らの判断でその措置を請負人に指示し、その旨を主任監督員に報告しなければならない。

(工事の変更等)

第11条 担当監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、理由を付して主任監督員に報告しなければならない。

- (1) 工事の内容を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 工事を打切る必要があると認めるとき。
- (3) 工事を一時中止する必要があると認めるとき。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

3 総括監督員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、請負人に対し、工事の内容の変更を指示することができる。ただし、契約変更にあたって請負金額が当初の30パーセントを超えて増減する設計変更の場合を除く。

- (1) 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められるとき。
- (2) 早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められると

き。

- 4 主任監督員は、緊急に工事を中止する必要があると認めるときは、上司の決裁を受ける以前において、担当監督員をして請負人に工事の一時中止を指示させることができる。

(監督員による指示の方法)

第 12 条 監督員は、この規程に基づいて請負人に対して必要な指示をするときは、書面により行わなければならない。ただし、監督員及び請負人の協議の上で情報共有システムを活用する場合は、電磁的方法を用いて行うことができる。この場合における情報共有システムとは、公共事業において、情報通信技術を活用し、監督員及び請負人など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(工事の監督の記録)

第 13 条 監督員は、第 6 条から前条までの規定により行った措置、指示その他の事項を記録しなければならない。

(監督の基準)

第 14 条 監督に必要な技術的基準については、管理者が定めるところによる。

(特別調査監督員の職務等)

第 15 条 管理者は特に必要と認める場合は、施設部技術監理課に特別調査監督員を置くことができる。

- 2 特別調査監督員は、施設部技術監理課の職員をもって充て、次の職務を行う。

- (1) 工事の施工体制の立入調査その他契約の履行についての請負人に対する指示等に関すること（特に必要なものに限る。）。
(2) 前号のほか、契約の適正な履行を確保するために必要な調査等に関すること。

- 3 特別調査監督員は、施設部長が任命する。

(監督事務の一部省略等)

第 16 条 管理者が、あらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認めた工事の監督については、この規程に定める監督事務の一部を省略し、又は別に管理者が定める監督事務の方法によることができる。

(この規程の準用)

第 17 条 経営部、総務部及び事業推進部において工事を担当する場合においては、この規程の全部又は一部を準用して監督事務を取り扱うことができる。

(細目事項)

第 18 条 この規程の実施について必要な細目事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月水道局達第 5 号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月水道局達第 18 号）

この達は、平成 18 年 11 月 6 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月水道局達第 3 号）

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月水道局達第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に監督を行う工事について適用する。

附 則（平成 22 年 3 月水道局達第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以降に監督を行う工事について適用する。

附 則（平成 24 年 3 月水道局達第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月水道局達第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程及び横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月水道局達第 1 号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月水道局達第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月水道局達第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例（第 12 条は除く。）による。